

コンテンツビジネスの地域活性化活用と知的財産



2018年 5月31日

0. はじめに

ここ数年、インバウンド（海外からの観光客）が顕著な伸びを示し、観光立国の実現が現実味を帯びてきた我が国ですが、その源流は、2003年の「観光立国行動計画」まで遡ります。

当該計画では、「一地方一観光」というテーマが掲げられ、地域の魅力あるコンテンツの創出、活用、発信の推進が政策のひとつとして挙げられています。その具体的施策として、

- ・コンテンツ産業振興（経済産業省）
 - ・日本映画の制作・上映支援（文部科学省）
 - ・フィルムコミッションの活動支援（国土交通省）
 - ・メディア招聘（外務省・国土交通省）
 - ・ロケの誘致（文部科学省・国土交通省）
- 等が各省庁において所管されています。

また、「コンテンツ」は2004年に経済産業省が公表した「新産業創造戦略」の中でも、先端的新産業分野のひとつとして位置づけられ、「地域再生の産業分野」としても重視されています。その継続的な取り組みの成果もあってか、上述のインバウンドのみならず、国内需要においても、「聖地巡礼」といったムーブメントに象徴されるようなコト消費行動が、益々活発になってきたように見受けられます。

本稿では、知的財産である「コンテンツ」と、地方活性化対策の関係について、留意点と共にいくつかのポイントについてお示ししたいと思います。

【全7頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

